

所管課		地域福祉部障がい福祉課											
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策								
	第2章 共生共感都市		05 障がい者福祉		03 保健・医療・福祉サービスを充実する								
	事業：南河内広域障がい者福祉事業										整理番号	1457	
目的	大阪府からの権限移譲事務のうち、「身体障がい者手帳の交付」「精神障がい者福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に障がい者福祉分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。												
目標	大阪府からの権限移譲事務について、各市町村の障がい者福祉部門と連携を図りつつ、広域で共同実施することで、各市町村の障がい者福祉分野において、障がい者手帳等の正確かつ迅速な交付及び事業者指導や認可に関して、円滑な事務の推進を行う。												
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		7,815	コスト情報・評価	総コスト（千円）		7,815	総合評価	B	妥当性		A	
	財源内訳	一般財源	0		内訳	事業費	7,815			効率性		A	
		国府支出金	7,815			人件費	0			有効性		B	
		地方債	0			公債費	0			広域処理することで迅速な交付が可能となった。より効率的業務に向け事務経費の削減に努める。			
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	69						
						世帯あたり(円)	166						
評価理由													
貢献度	施策に対する事業貢献度		A	根拠	広域で共同実施することで迅速な交付ができる。								
今後の方向性	① 各市町村の事務と広域共同処理が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした業務を整理し、より効率的、効果的な事務分担について検討を進める。 ② 権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。 ③ より効果的な広域共同処理のあり方について、関係市町村で検討を進める。												

事業優先順位		1	細事業：南河内広域障がい者福祉事業					整理番号	01		
目的		大阪府からの権限移譲事務のうち、「身体障がい者手帳の交付」「精神保健福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に障がい者福祉分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。									
目標		大阪府からの権限委譲事務である「身体障がい者手帳の交付」「精神保健福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」の事務を円滑に共同処理する。									
事業実施主体		直営	事業開始年	平成23年度	根拠法令	身体障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者自立支援法					
事業費・財源				平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数				平成24年度	比較
	事業費（決算額）（千円）			7,815			総コスト（千円）			7,815	
	財源内訳	一般財源		0			内訳	事業費		7,815	
		国府支出金		7,815				人件費		0	
		地方債		0				公債費		0	
		その他特定財源		0				一人あたり（円）		69	
				0				世帯あたり（円）		166	
				0			参考	職員数（人）		0.00	
				0				再任用職員数（人）		0.00	
今後の方向性		① 各市町村の事務と広域共同処理が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした業務を整理し、より効率的、効果的な事務分担について検討を進める。 ② 権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。 ③ より効果的な広域共同処理のあり方について、関係市町村で検討を進める									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	障がい者						
	A	A	B								

事業：南河内広域障がい者福祉事業

1. 南河内広域行政共同処理事業

大阪府からの権限移譲事務のうち、「身体障がい者手帳の交付」「精神保健福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理するために負担割合に基づく市の負担金を支出し、共同処理する事務を円滑に処理した。

細事業：南河内広域障がい者福祉事業

1. 南河内広域行政共同処理事業

大阪府からの権限移譲事務のうち、「身体障がい者手帳の交付」「精神保健福祉手帳の交付」「指定障がい福祉サービス事業者の指定等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理するために負担割合に基づく市の負担金を支出した。

負担金	7,815,000 円
(1) 身体障がい者手帳交付事務件数	1,008 件
(2) 精神保健福祉手帳交付事務件数	448 件
(3) 指定障がい福祉サービス事業者の指定等事務件数	
新規指定等	123 件
実地指導等	12 件